

居宅介護支援事業運営規程

船橋あさひ苑ケアプランセンター

船橋あさひ苑ケアプランセンター指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人治生会が開設する船橋あさひ苑ケアプランセンター(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な事業運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護の状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ介護サービス計画を作成し、生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋あさひ苑ケアプランセンター
- (2) 所在地 船橋市旭町4丁目9番1号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数は国、及び県の配置基準を下回らない人数とし、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 介護支援専門員
事業所に対する指定居宅介護支援の利用の申し込みに係わる調整、介護サービス計画の作成等を行う。

(業務日及び業務日数)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
ただし、管理者が必要と認めた場合は、その限りではない。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

- (1) 利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題の把握(アセスメント)にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこととする。この場合において、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る事とする。また、居宅サービス計画の変更についても同様とする。(課題分析表はケアマネジメント実践記録様式、居宅サービス計画ガイドライン、MDS-HC、包括的自立支援プログラムのいずれかを使用する。)
- (2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める事とする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求める事とする。また、居宅サービス計画の変更についても同様とする。
- (3) 居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所については、利用者の状況等を勘案し選定をする。また、利用者より、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができる旨を説明する。
- (4) 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得る事とする。また、居宅サービス計画の変更についても同様とする。
- (5) 居宅介護サービスを作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する事とする。また、居宅サービス計画の変更についても同様とする。
- (6) 居宅サービス計画の作成後の居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところを行うこととする。
 - 1 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。
 - 2 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録する事。
- (7) 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める事とする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求める事ができるものとする。
 - 1 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - 2 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 2 事業所は利用者に対するサービスの記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、船橋市とする。

(苦情処理)

第8条 提供した指定居宅介護支援サービスに係わる利用者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講ずることとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護支援専門員は、訪問中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資格的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2 継続研修 年1回
- 2 障害福祉サービスを利用してきた方が介護保険サービスを利用する場合等は、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を取り、指定居宅介護支援サービスを提供することとする。
- 3 事業所の従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 4 事業所の従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密保持について厳守する措置を講ずることとする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項については、社会福祉法人治生会と、事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。